

○上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程

平成20年3月31日病院事業管理規程第1号

改正

平成27年3月31日病院事業管理規程第3号

平成29年10月5日病院事業管理規程第14号

平成30年10月26日病院事業管理規程第1号

平成31年1月25日病院事業管理規程第1号

令和2年2月5日病院事業管理規程第3号

令和2年10月12日病院事業管理規程10号

上天草市病院企業職員特殊勤務手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（平成19年規則第13号）第7条に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「医業収益」とは、月次試算表の医業収益から歯科医業収益を減じた額のことをいい、「歯科医業収益」とは、歯科外来収益と歯科入院収益のことをいう。

2 この規程に使用する収益及び費用の額は、すべて総勘定元帳の月末残高によるものとし、出勤日数等は出勤簿を資料とする。

(医師手当)

第3条 病院に勤務する常勤の医師へ、当該月の医業収益から当該月に支払った非常勤医師に対する謝礼及び報酬等の4倍に相当する額を減じた額の1,000分の60を上限として支給することができる。

2 前項の各職員に対する配分方法は、当該職員が担当する診療科の実績、診療に従事した日数及び企業貢献度により配分する。

(歯科医師手当)

第4条 病院に勤務する常勤の歯科医師へ、当該月の歯科医業収益から関係職員の給与（毎月定まって支給する給料手当合計額の100分の1

60) 及び技工等の外注費用の2倍に相当する額を減じた額の1,000分の250を上限として支給することができる。

2 前項の各職員に対する配分方法は、当該職員が担当する診療科の実績、診療に従事した日数及び企業貢献度により配分する。

(防疫等作業手当)

第5条 病院に勤務する職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症又は管理者がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を受け入れる作業に直接従事したとき又は感染症の患者を入院させるための病棟において看護業務若しくは汚染物処理作業に直接従事したときに支給することができる。

2 前項の手当の額は、日額290円とする。

(放射線取扱手当)

第6条 病院に勤務する放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額5,000円とする。

(夜間看護等手当)

第7条 夜間看護手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院及び介護老人保健施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間外による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時の間をいう。)に行われる看護等の業務に従事したとき。

(2) 病院及び介護老人保健施設に勤務する医療職俸給表の適用を受ける職員が、正規の勤務時間外の時間において救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 前項第1号に係る手当の額は次のとおりとする。

深夜勤務	1業務あたり3,550円
準夜勤務	1業務あたり3,100円
準夜・深夜勤務	1業務あたり7,300円

(2) 前項第2号に係る手当の額は、1業務あたり1,600円とする。

(分娩手当)

第8条 分娩手当は、病院に勤務する助産師が分娩業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、管理者が別に定める。

(待機手当)

第9条 待機手当は、勤務時間外に救急患者等の診療に備え、自宅待機を命ぜられた職員に対し支給する。

2 前項の手当の額は、管理者が別に定める。

(薬剤管理手当)

第10条 薬剤管理手当は、調剤、薬剤管理、麻薬管理（譲受、保管、払出等）、服薬指導、医薬品情報管理、医薬品安全管理を行う薬剤師に支給することができる。

2 薬剤管理手当の支給額は、月額80,000円以内とする。

(介護職員処遇改善手当)

第11条 介護職員処遇改善手当は、介護老人保健施設に勤務した介護業務従事者に対して支給する。

2 前項の手当の額は、管理者が別に定める。

(認定看護師手当)

第12条 認定看護師手当は、病院に勤務する看護師のうち、公益社団法人日本看護協会による認定看護師の資格を受けた者であって、当該認定を受けた看護分野に係る業務に従事した者に対し支給する。

2 前項の手当の額は、月額3,000円とする。

(支給の制限)

第13条 第3条、第4条、第10条及び第12条の手当は、職員が各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

(1) 支給の日に在職しない職員

(2) 当該月の要出勤日数の3分の2以上出勤しなかった職員（公務出張及び公傷休暇は、出勤とみなす。）

- (3) 30日以上長期にわたる研修のための旅行で当該月の要出勤日数の2分の1以上出勤しなかった職員  
(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日病院事業管理規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月5日病院事業管理規程第14号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月26日病院事業管理規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日病院事業管理規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月5日病院事業管理規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月12日病院事業管理規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年10月12日から施行する。  
(手当の特例)
- 2 第5条に定めるもののほか、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するため緊急に行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したとき防疫等作業手当を支給することができる。
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者に、長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。